【件名】ACT政府発表: NSW州の Orange City Council 等に訪問歴のある人は「ステイホーム対策」の対象に (COVID-19 関連)

【ポイント】

●7月21日 (水)、ACT政府は、NSW州のOrange City Council、 Blayney Shire Council、及びCabonne Shire Councilを本日午後11時59分以降に離れACTに入境する人に対して、必要不可欠な理由を除いて家に滞在することを求める「ステイホーム対策 (stay at home requirement)」を実施する旨発表しました。この措置は、少なくとも、7月27日 (火)午後11時59分まで継続されます(注:現在でも、Greater Sydney、Blue Mountains、Central Coast、Wollongong、及びShellharbourの各地域へ訪問歴のある人は自己隔離を求められています)。

【本文】

ACT政府発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。 https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/evolving-situation-in-regional-nsw

- 1 Orange City Council 等に訪問歴のある人に対する規制の強化
- (1) 7月21日(水)、ACT政府は、NSW州のOrange City Council、Blayney Shire Council、及びCabonne Shire Councilを本日午後11時59分以降に離れACTに入境する人に対して、必要不可欠な理由を除いて家に滞在することを求める「ステイホーム対策(stay at home requirement)」を実施する旨発表しました。この措置は、少なくとも、7月27日(火)午後11時59分まで継続されます(注:現在でも、Greater Sydney、Blue Mountains、Central Coast、Wollongong、及びShellharbourの各地域へ訪問歴のある人は自己隔離を求められています)。対象者は、下記からオンライン申告をする必要があります。
 〇オンライン申告先: https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms
- (2) ACT住民以外の人は、免除許可を受けない限り、ACTへの入境が出来ません。免除許可は、例外的な状況がある場合にのみ許可されます。また、仮に許可を受けても、「ステイホーム対策」に従わなければなりません。
- オンライン免除申請先: https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms
- (3) なお、NSW州のOrange City Council、 Blayney Shire Council、及びCabonne Shire Councilを7月14日以降本日午後11時59分までに離れた人は、「ステイホーム対策」の対象にはなりませんが、オンラインで申告する必要があります。
- \bigcirc オン \ni イン 申 告 先 : https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms

2 Greater Sydney、Blue Mountains、Central Coast、Wollongong、及びShellharbourの各地域へ訪問歴のある人に対する自己隔離

下記7月10日付領事メール及びACTのCovid-19専用サイトから最新の情報をご覧ください。

○7月10日付領事メール: https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100211240.pdf

○ACTCovid-19専用サイト (NSW州に対する規制):

https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/nsw

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コルナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記リンク先が変更になる可能性もありますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト:<u>https://www.australia.gov.au/</u>

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト:<u>https://www.health.gov.au/news/health-</u>

alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT (首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete